

地域型住宅ブランド化事業

前提条件

関連地域産業の連携による住宅生産体制※



※ 地域材や住宅生産技術が共通である地域毎の協議会、NPO等のグループを想定

生産する住宅像の明確化

地域材を活用し、地域の気候・風土にあった「地域型住宅」の具体像、共通ルール

地域の気候・風土、街なみ景観等の特徴

地域材の特徴、地域材供給の現状

「地域型住宅」の具体像

地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール

地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール

積算、資材調達、施工に関する共通ルール

地域型住宅の維持管理に関する共通ルール

地域型住宅のブランド化に向けて

具体的取組、役割分担

信頼性確保

維持管理

普及促進

技術継承

新技術導入

資源循環利用

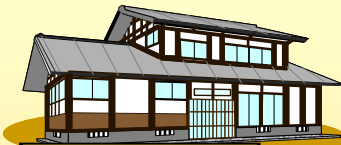
災害時の応急仮設住宅供給体制

補助内容

1戸当たり
建設費の1割以内かつ
100万円を限度に補助

1戸当たり
上記に加えて、
20万円を限度に補助

支援



長期優良住宅

中小住宅生産者により供給される木造住宅

支援



地域材

持続可能な森林経営に資する地域材の活用 (※)

(※) 柱・梁・桁・土台の過半において、都道府県の認証制度などにより産地証明等がなされている木材を使用

- 当該事業に取り組もうとするグループから、「『地域型住宅』生産の共通ルール」等に関する提案を募集し、学識経験者からなる評価委員会による評価結果を踏まえ、優れた提案について、これら提案内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が採択を行う。
- 採択されたグループ内の中小工務店が、上記の地域毎の住宅生産システムの共通ルールに基づいて木造の長期優良住宅の建設を行う場合に、当該建設にかかる費用の一部について補助を行う。

効果

地域の中小工務店による住宅に関する消費者の信頼性の向上。

地域の中小工務店による住宅の供給を通じた地域経済の活性化。

地域の住文化の継承及び街なみの維持・保全。

木材自給率の向上による森林・林業の再生。